

御購読者 各位

『図表で明快！ 擬律判断 ここが境界 —実務刑法・特別法—』

お詫びと訂正のお願い

東京法令出版株式会社

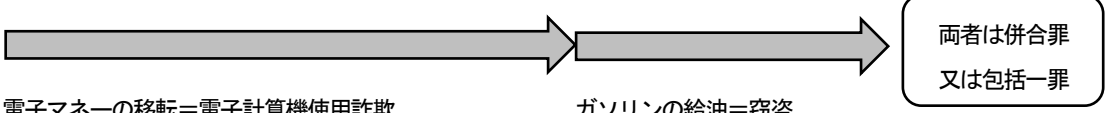
本書に誤りがございました。深くお詫びを申し上げます。

大変お手数をおかけいたしますが、該当箇所を下記のとおり訂正してお使いいただきますよう、お願い申し上げます。

記

※ 下線は、部分的な訂正における訂正箇所を示しています。

該当箇所	誤	正
p. 73 6～7行目	②において、Aは占有離脱物横領罪のほか、 <u>電子計算機使用詐欺罪</u> の罪責を負う（両者は併合罪）。	②において、Aは占有離脱物横領罪のほか、 <u>窃盗罪</u> の罪責を負う（両者は併合罪）。
p. 76 3～11行目	②において、Aは、拾得した甲名義のガソリン給油のプリペイドカードを甲になりすまして給油機に挿入し（= 人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報を与え 。ガソリン給油システムにおいては、プリペイドカードの正当な使用権限を有する者だけがプリペイドカードを使用して給油することが想定されており、拾得した者が使用することは、その事務処理の目的に照らして真実に反するものである。）、プリペイドカードの現金残高が記録されたシステムのホストコンピュータの残高を減らさせ（= 財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り ）、ガソリンを得ており（= 財産上不法の利益を得 ）、Aは、占有離脱物横領罪の	②において、Aは、拾得した甲名義のガソリン給油のプリペイドカードを甲になりすまして給油機に挿入し、人を介することなく、給油機を作動させていることから電子計算機使用詐欺罪が成立するかのようにもみえる。しかし、 本件のように機械を介して財物をその占有者から奪う類型の行為については窃盗罪の成立が判例上認められており、財物を電子計算機使用詐欺罪の客体とする必要がない （大コンメンタール刑法（第3版）13巻187頁）。 すなわち、本件においては、不正に入手したプリペイドカードを給油機に挿入し、給油機を作動させて、ガソリンの占有者である乙の意思に反して（プリペイドカードの正当な使用権限を有す

	ほか 電子計算機使用詐欺罪 の罪責を負う。	る者しか同カードを利用した給油を認めないというのがガソリンの占有者の意思), ガソリンの占有を奪っていることから, Aは, 占有離脱物横領罪のほか 窃盗罪 の罪責を負う。
<p style="text-align: center;">【参 考】</p> <p>モデルケースの②に類似するが, Aが, 甲から携帯電話を預かっていたことを利用し, 甲の携帯電話を不正に操作して, 甲の電子マネーをAの電子マネーアカウントに電磁的記録上, 移転し, その上で, 乙ガソリンスタンドでモデルケースの②のような形態でガソリンを給油した場合, 甲の電子マネーをAの電子マネーアカウントに移転させた行為は電子計算機使用詐欺罪が成立し, さらに, ガソリンを給油した行為は窃盗罪が成立する。</p> <p>両者は併合罪又は包括一罪となる (大コンメンタール刑法 (第3版) 13巻191頁)。</p> <div style="text-align: center;">  <p>電子マネーの移転=電子計算機使用詐欺 ガソリンの給油=窃盗</p> </div>		

以下に掲げる誤りは、初版7刷では訂正されています。初版1刷から6刷までをお持ちのお客様は、お手数ですが、以下の該当箇所も併せて訂正していただきますよう、お願い申し上げます。

※ 下線は、部分的な訂正における訂正箇所を示しています。

該当箇所	誤	正
p. 30 12行目(囲みの2行目)	価値の減少や損耗が <u>生じ</u> , <u>その危険性</u> が低いことから,	価値の減少や損耗が <u>生じる</u> 危険性が低いことから,
p. 81 上から10行目	正規に受領できる <u>300万円</u>	正規に受領できる <u>3,000万円</u>
p. 194 上から23行目(「目的」の上欄末行)	・同一類型のつきまとい等を反復してした場合に成立すると解される。	・前記①～⑧に掲げる「つきまとい等」のうち, いずれかの行為をすることを反復する行為をいう (最決平17.11.25)。特定の行為あるいは特定の号に掲げられた行為を反復する場合に限定されない。
p. 239 「イ 境界のポイント」の2行目	(風適法22条 <u>1号</u>)	(風適法22条 <u>1項1号</u>)
p. 247 「(2) 在留カードの交付対象者は」の1行目	在留カードの交付対象者は, 以下の者である (出管法19条の3)。	在留カードの交付対象者は, 本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち (=そのため, 不法滞在者は該当しない), 以下の4項目のいずれにも該当し

		ない者である（出管法 19 条の 3＝中長期在留者）。 なお、特別永住者は、特別永住者証明書の対象となる。
p. 270 チャートの右側の 囲み「主な罰則」の 1 行目及び 3 行目	(古物営業法 34 条 1 項 3 号) (古物営業法 35 条 1 項 1 号)	(古物営業法 34 条 3 号) (古物営業法 35 条 1 号)
p. 272 下の囲み中、【罰則】 の 1 行目	(古物営業法 34 条 1 項 4 号)	(古物営業法 34 条 4 号)
p. 291 「2 刀剣類の所持、刃物の携帯」の表中、「刀剣類」の欄、「犯行の対象」の項、「◎刀剣類」の 2 つ目の囲み	【刃渡り 5.5cm 以上】 剣、あいくち	【刃渡り 5.5cm 以上】 剣 あいくち (ただし、判例は具体的な形状などを考慮して 該当性を判断)
p. 373 上から 5 行目	時効期間は傷害罪の 15 年となり、	時効期間は傷害罪の 10 年となり、

以 上